

至誠館大学非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人菅原学園非常勤職員就業規則（以下「就業規則」という。）

第20条の規定に基づき、学校法人菅原学園至誠館大学（以下「本学」という。）に勤務する非常勤職員（定期間雇用職員及び短時間雇用職員をいう。以下同じ）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定める。

(適正な勤務条件の確保)

第2条 本学は、非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務の実施に当たっては、本法人の円滑な運営に配慮するとともに、非常勤職員の健康及び福祉を考慮することにより、非常勤職員の適正な勤務条件の確保に努める。

(所定勤務時間)

第3条 定期間雇用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間とし、1日当たり8時間とする。

2 短時間雇用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間未満、1日当たり8時間以内とする。

(休憩時間)

第4条 1日の勤務時間の途中に60分の休憩時間を置く。

2 非常勤職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(勤務時間の割振等)

第5条 定期間雇用職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

始業及び終業の時刻		休憩時間
始業	午前8時35分～	午後0時～
終業	午後5時35分	午後1時

2 短時間雇用職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、個別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、本学園の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある定期間雇用職員及び短時間雇用職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、別表第1に定めるとおりとする。

4 業務の運営上必要がある場合には、始業及び終業時刻並びに休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(休日)

第6条 非常勤職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 週休日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

(3) 創立記念日（5月2日）

(4) 12月29日から翌年の1月5日までの日（祝日法による休日を除く。）

(5) その他本学園が特に必要と認めた日

2 前項第1号の週休日は、日曜日及び土曜日とする。ただし、業務の運営上特に必要がある場合には、週休日を月曜日から金曜日までの日に替えることができる。

(所定勤務時間以外の勤務及び休日勤務)

第7条 非常勤職員に対し、原則として所定勤務時間以外の勤務及び休日勤務を命じないこととするが、業務の運営上必要があると認められる場合には、所定の勤務時間を超えて、又は休日に勤務を命ずることがある。

2 妊娠中又は出産後1年を経過しない非常勤職員（以下「妊産婦である非常勤職員」という。）が申し出た場合は、前項の勤務をさせることはない。

(災害時等の勤務)

第8条 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要があるときは、所定の勤務時間を超えて、又は休日において、勤務を命ずることがある。

2 妊産婦である非常勤職員が申し出た場合には、前項の勤務をさせることはない。

(休日の振替)

第9条 業務の運営上、非常勤職員に休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、あらかじめ当該休日を他の勤務日に振り替えることがある。この場合において、振替え前の休日を所定の勤務日とし、振替え後の他の勤務日を休日とする。

(出勤簿)

第10条 非常勤職員は、始業時刻までに出勤し、出勤後直ちに出勤簿に押印するものとする。ただし、やむを得ない場合には、署名に代えることができる。この場合、事後速やかに押印するものとする。

(有給休暇の種類)

第11条 非常勤職員の有給休暇は、年次休暇及び特別有給休暇とする。

(年次休暇)

第12条 非常勤職員の年次休暇は、4月1日（最初に雇用される年度にあつては当該雇用の日）に、次のとおり付与する。

(1) 一週間の勤務日が5日以上とされている非常勤職員、1週間の勤務日が4日以下とされている非常勤職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において別表第2に定める日数とする。

(2) 一週間の勤務日が4日以下とされている非常勤職員（1週間の勤務時間が30時間以上である非常勤職員を除く。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもの一の年度において、その者の当該年度における1週間又は1年間の勤務日の日数に応じる別表第3の表に定める日数とする。

2 前項各号に定めるもののほか、年次休暇の付与日数に関し必要な事項は、別に定める。

(年次休暇の繰越)

第13条 継続雇用された場合における年次休暇は、20日(継続雇用される直前の雇用期間に付与された年次休暇の日数が20日未満の場合は、当該日数)を限度として、引き続き次の期間に繰り越すことができるものとする。

(年次休暇の請求)

第14条 年次休暇は、非常勤職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、非常勤職員が請求した時季に年次休暇を与えることが業務の正常な運営に支障を生じると認められた場合は、他の時季に与えることがある。

2 非常勤職員は、前項の規定により年次休暇を取得しようとする場合には、事前に所定の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない理由によってあらかじめ請求することができない場合には、事後速やかに、その理由を付して所定の請求をしなければならない。

3 年次休暇の単位は、1日又は半日とする。

4 年次休暇の請求の手続きは常勤職員の例に準じて取り扱うものとする。

(特別有給休暇)

第15条 次の各号に掲げる場合には、非常勤職員に対して当該各号に掲げる期間の特別有給休暇を与えるものとする。

(1) 非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 非常勤職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 非常勤職員の親族が死亡した場合で非常勤職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき別表第4の期間

(4) 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等(以下「災害等」という。)により出勤することが著しく困難であると認められる場合 災害等により勤務場所に赴くことが著しく困難であると認められる状態となった日(勤務中若しくは勤務が終了した後その日に当該状態となった場合(当該状態となった後その日に出勤することを要しない場合に限る。))又は勤務時間が定められていない日若しくは全日にわたり法令の規定に基づき職務に専念する義務が免除されている日に当該状態となった場合にあつては、当該状態となった日の翌日)から連続する3日の範囲内の期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害時において、非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間

(6) 非常勤職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる

行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間

(7) 妊娠中の非常勤職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）に定める保健指導又は健康診査（以下「保健指導又は健康診査」という。）に基づき、医師又は助産師（以下「医師等」という。）から当該非常勤職員の業務が母体及び胎児の健康保持に影響があるとして、休憩について指導されたとき 必要と認められる期間

（特別有給休暇の請求等）

第16条 非常勤職員は、特別有給休暇を請求しようとする場合には、事前に所定の請求をし、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由によってあらかじめ請求することができない場合には、事後速やかに、その理由を付して所定の請求をし、承認を受けなければならない。

2 特別有給休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。

（無給休暇の種類）

第17条 非常勤職員の無給休暇は、病気休暇及び特別無給休暇とする。

（病気休暇）

第18条 非常勤職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、必要と認められる期間について病気休暇を取得できる。

2 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前項に該当する場合を除く。）には、必要最小限度の期間について病気休暇を一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において10日の範囲内の期間で取得できる。

3 生理日における就業が著しく困難であるとして女子の非常勤職員から請求があった場合には、必要と認められる期間の病気休暇を取得することができる。

（病気休暇の請求等）

第19条 非常勤職員は、病気休暇を請求しようとする場合には、事前に所定の請求をし、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由によってあらかじめ請求することができない場合には、事後速やかに、その理由を付して所定の請求をし、承認を受けなければならない。

2 病気休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。

（特別無給休暇）

第20条 次の各号に掲げる場合には、非常勤職員に対して当該各号に掲げる期間の特別無給休暇を与えるものとする。

(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(2) 非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がない

と認めた業務に就く期間を除く。)

- (3) 生後1年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の非常勤職員にあっては、その子の当該非常勤職員以外の親が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (4) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合で、配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間において2日の範囲内の期間
- (5) 配偶者が出産する場合で、小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）又は当該出産に係る子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 配偶者の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において5日の範囲内の期間
- (6) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の予防接種及び育児健診のため勤務をしないことが相当であると認められる場合一の年度において2日の範囲内の期間
- (7) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日の範囲内の期間
- (8) 小学校就学の終期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の在学する学校等の行事に参加するため勤務をしないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日の範囲内の期間
- (9) 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (10) 妊産婦である非常勤職員が、保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったとき 次の範囲に必要な時間。ただし、医師等がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところによる必要な時間

(ア)産前の場合

妊娠週数	回数
妊娠23週まで	4週に1回

妊娠24週から35週まで	2週に1回
妊娠36週から出産まで	1週に1回

(イ)産後1年以内の場合

医師等の指示するところにより必要な時間

(11) 妊娠中の非常勤職員が、保健指導又は健康診査に基づき、医師等から通勤時の混雑を避けるよう勤務時間の短縮の指導をされたとき 1時間以内の期間

(12) 妊産婦である非常勤職員が、保健指導又は健康診査に基づき、医師等から妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導され、その指導事項を守ることができるようにするため勤務時間の短縮、休業等が必要と認められる場合 必要と認められる期間

(特別無給休暇の請求等)

第21条 非常勤職員は、特別無給休暇を請求しようとする場合には、前条第2号に規定する場合を除き、第19条に規定する特別有給休暇に準ずる。

2 前条第2号に掲げる場合に該当することとなった非常勤職員は、その旨を速やかに届け出るものとする。

3 特別無給休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。ただし、前条第4号から第8号までの特別無給休暇の単位は、必要に応じて1日又は1時間とする。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第23条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則施行の日の前日又は前々日に常勤職員として在職し、この規程施行の日に非常勤職員に継続雇用される者に付与する年次休暇の日数は、この規程による改正後の至誠館大学非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条の規定にかかわらず、次表の雇用の日から起算した継続勤務年数に対応する日数とし、当該非常勤職員が引き続き非常勤職員として継続雇用される場合の次年度以降においても同様とする。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成20年	4月	1日	(制定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成27年	6月	1日	(第2回改正)
	平成31年	4月	1日	(第3回改正)

1週間の勤務日数		5日	4日		3日	2日	1日
1週間の勤務時間数			30時間以上	30時間未満			
年間の勤務日数		217日以上		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
雇用の 日から 起算し た継続 勤務年 数	6月未満	10日	10日	7日	5日	3日	1日
	6月以上 1年6月未満	11日	11日	8日	6日	4日	2日
	1年6月以上 2年6月未満	12日	12日	9日	6日	4日	2日
	2年6月以上 3年6月未満	14日	14日	10日	8日	5日	2日
	3年6月以上 4年6月未満	16日	16日	12日	9日	6日	3日
	4年6月以上 5年6月未満	18日	18日	13日	10日	6日	3日
	5年6月以上	20日	20日	15日	11日	7日	3日

別表第1（特別の形態により勤務する職員）

職員の区分	勤務時間		休憩時間	備考
食堂業務に従事する定 期間雇用職員	A	午前8時～午後5時	午前10時30分～ 午前11時30分	
	B	午前11時～午後8時	午後3時～午後4時	
食堂業務に従事する短 期間雇用職員	A	午前10時～午後4時	午後1時～午後2時	
	B	午前9時～午後3時	午前10時30分～ 午前11時30分	
学生寮管理・構内警備業 務に従事する定期間雇 用職員	A	午後10時～午前7時	午前2時～午前3時	週40時間に調整
	B	午後10時～午前8時	午前2時～午前3時	
	C	午後10時～午前6時30分	午前2時～午前3時	

別表第2

雇用 期間	年度 区分	最初に 雇用さ れる 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 以後
6月を超え12月以下		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	20日
5月を超え6月以下		8日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4月を超え5月以下		6日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
3月を超え4月以下		4日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
2月を超え3月以下		3日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
1月を超え2月以下		2日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
1月以下		1日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

別表第3

1週間の勤務日数が4日又は1年間の勤務日数が169日から216日までの非常勤職員

雇用 期間	年度 区分	最初に 雇用さ れる 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 以後
6月を超え12月以下		7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	15日
5月を超え6月以下		6日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
4月を超え5月以下		5日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3月を超え4月以下		4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
2月を超え3月以下		3日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
1月を超え2月以下		2日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
1月以下		1日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日

1週間の勤務日数が3日又は1年間の勤務日数が121日から168日までの非常勤職員

雇用 期間	年度 区分	最初に 雇用さ れる 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 以後
6月を超え12月以下		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	11日
5月を超え6月以下		4日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	10日
4月を超え5月以下		3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	10日
3月を超え4月以下		2日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	10日

2月を超え3月以下	2日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	10日
1月を超え2月以下	1日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	10日
1月以下	1日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	10日

別表第4

事	由	期	間
	次の親族が死亡した場合 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下本欄の場合において同じ。）	10日	（暦日により連続する日数によるものとし、葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。以下本欄の場合において同じ。）
血 族 の 場 合	一親等の直系尊属（父母）	7日	
	一親等の直系卑属（子）	7日	
	二親等の直系尊属（祖父母）	3日	
	二親等の直系卑属（孫）	3日	
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	3日	
	三親等の傍系卑属（甥姪）	1日	
姻 族 の 場 合	一親等の直系尊属（配偶者の父母）	3日	
	一親等の直系卑属（配偶者の子）	1日	
	二親等の直系尊属（配偶者の祖父母）	1日	
	二親等の傍系者（配偶者の兄弟姉妹）	1日	
	三親等の傍系尊属（配偶者の伯父伯母）	1日	
	三親等の傍系卑属（配偶者の甥姪）	1日	